

# 特別児童扶養手当のしおり

障害のある  
お子さんがおられる家庭に



## 特別児童扶養手当は

身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されているお父さんやお母さんなどに対し、支給されます。(外国人の方も支給の対象となります。)

# 1 対象となる児童及び請求者

精神又は身体に中程度以上の障害（裏表紙別表3参照）のある20歳未満の児童を家庭において父又は母が監護しているとき、又は父母に代わって児童を養育している人が請求者となります。（その家庭の生計の中心となっている人が請求者となります。）

ただし、上記の場合でも、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。

- ① 手当を受ける人（請求者）、対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が児童福祉施設等（障害児入所施設等を含む）に入所しているとき（ただし、母子生活支援施設や保育園、ショートステイを除く。）
- ③ 児童が障害を事由とする公的年金を受けることができるとき

## 〈特別児童扶養手当の対象となる障害の状態の例〉

障害内容	特別児童扶養手当の対象となるもの
知的障害	療育手帳A、及び療育手帳Bの一部（中度以上の発達障害）
精神障害	統合失調症等により日常生活に著しい制限が必要なもの等
視力障害	おおむね身体障害者手帳3級以上
聴力障害	おおむね身体障害者手帳3級以上
平衡機能障害	平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害	そしゃく機能を欠くもの
音声言語機能障害	音声機能又は言語機能を喪失等のもの
肢体の障害	おおむね身体障害者手帳3級以上（下肢の障害については4級の一部も相当） （注）上肢や下肢、体幹の個別の障害としては各4級等であって、総合として身体障害者手帳3級相当であるとき等は、特別児童扶養手当の対象とならない場合があります。
内部疾患	長期にわたる安静を必要とする程度の状態であるもの等 （注）手術後、病状が寛解している等の場合は、身体障害者手帳1級を取得されていても特別児童扶養手当の対象とならない場合があります。
人工肛門	人工肛門を増設し、かつ排尿障害があるもの等

## 2

## 請求先

請求先は、お住まいの市役所、町村役場です。

※京都市内にお住まいの方は、各区役所（支所）福祉事務所に請求し、京都市長が認定します。

## 3

## 認定・支給の方法

提出された請求の書類を審査し、京都府知事が認定します。

認定されると証書（手当月額、対象児童名、有効期限を記載）を交付するとともに、請求された月の翌月分から手当が支給されます。

手当は、**8月期、12月期、4月期（通常各月11日）の3回**に分けて支払月の前月までの分が金融機関の口座に振り込まれます。

なお、12月期分に限り、特例として11月に振り込まれますが、**本年の11月30日が障害有期再認定となっている方については、通常通り12月の振り込みとなります。**

なお、支給日が土、日、祝日にあたる時は、その直前の金融機関の営業日となります。

※所得制限額を超えて、手当が支給されないときは、証書は交付しません。



### ●対象児童の障害の程度についての医師の診断書について

この手当を請求する場合には、請求書とともに診断書が必要です。診断書を作成する医療機関・医師についてとくに指定医等はありません。ただし、手当用の専用の診断書様式のものに限ります。

なお、身体障害者手帳1～3級（下肢機能障害については4級の一部も含む）又は療育手帳「A」判定の手帳をもっている児童は、その写しをもって診断書を省略できる場合があります。（ただし、内部疾患による障害の場合は必ず診断書が必要です。）

詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

## 4 所得制限限度額について

この手当は、あなた及び生計を共にする配偶者及び扶養義務者の前年の所得額が限度額を超えると支給が停止になります。

### 所得額の計算方法

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - 80,000\text{円} - \text{下記の諸控除}$$

(給与所得控除額等) (社会保険料相当・一律)

### ●所得制限限度額表 (令和6年4月1日現在)

扶養親族等の数	請求者(本人)	配偶者及び扶養義務者等
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人	6,496,000円未満	7,388,000円未満

※請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は限度額に100,000円、19歳から22歳までの特定扶養親族(16歳から19歳未満の扶養親族も含む。)がある場合は限度額に250,000円が加算されます。

※特定扶養親族のある場合の加算額は、児童扶養手当とは異なります。

### ●諸控除一覧表

寡婦控除	270,000円	配偶者特別控除	当該控除額 (最高330,000円)
ひとり親控除	350,000円	雑損控除	当該控除額
障害者控除	270,000円	医療費控除	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	小規模企業共済等掛金控除等	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	公共用地取得による土地代金等の特別控除	当該控除額

## 5 手当額(月額) (令和6年4月1日現在)

1級…対象児童1人につき 55,350円

2級…対象児童1人につき 36,860円

(手当額は物価スライドにより改定される場合があります。)



## 6

## 受給後の手続きについて

次のような場合は、市町村に届け出てください。

### 有効期限を超えて引き続き手当を受けるとき

…………… **所得状況届**

お住まいの市町村から案内文書を送付しますので、毎年8月12日から市町村が定める一定の期日までに所得状況届を添付書類や証書とともに、市町村に出してください。

添付書類は、受給者によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村でお尋ねください。

この届によって手当を引き続き受けられる資格があるかどうか審査し、引き続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

この届は手当を引き続き受けるために絶対に必要なものですから、必ず出してください。

届け出がないと、手当を受けることができません。

また、遅れて出されると、手当の受け取りが遅れます。



**!! ご注意!** 所得状況届を2年間続けて出さないままにしておくと、手当を受けられる資格がなくなります。

### 有期認定期間の期限が切れるとき

…………… **障害状況届**

診断書等を出して引き続き手当を受けられるかどうか、判定・審査を受けなければなりません。

提出期限の2か月前に京都府から提出命令（更新手続の案内）を送付します。



- 提出期限（有期認定の終期）までに届を出さないと、再認定されても届け出の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。
- 有期認定期間の再認定については、手帳（療育手帳、身体障害者手帳）の写しの提出により診断書に代えることができる場合があります。

身体障害者手帳1～3級（下肢機能障害については4級の一部を含む。内部疾患については、身体障害者手帳を診断書に代えることはできません。）又は「A」判定の療育手帳を所持し、かつ、その手帳が、次回判定期間が到来していないものに限られます。

「診断書に代えることができる手帳」の更新をされましたら、併せて、直ちに特別児童扶養手当の有期認定期間の更新も市町村に届け出てください。（この場合、京都府からの提出命令を待つ必要はありません。）

## 氏名・支払金融機関を変えたとき

### …………… 氏名変更・支払金融機関変更届

あなたや児童の氏名が変わったときや、通帳を変えたときには、市町村に届け出てください。（マイナンバーの再発行等により、個人番号に変更があった場合も、届け出が必要です。）



**ご注意!** 特に、通帳を変えたり解約したままですと、手当を受け取ることができませんので、注意してください。

## あなたが扶養義務者と同居するようになったとき、 又は扶養義務者と別居するようになったとき

### …………… 所得状況の変更届



**ご注意!** 所得の高い扶養義務者と同居するようになった月又は別居するようになった月の翌月より、手当が支給できなくなる場合や支給される場合があります。

住所変更届の際、手続きを忘れないようにしてください。

## 手当を受ける資格がなくなったとき

### …………… 資格喪失届

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりですので、このような場合には、資格喪失届をお住まいの市町村に出してください。

- ① 受給者又は対象児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
- ② 受給者又は対象児童が死亡したとき
- ③ 対象児童が父又は母に監護されなくなったとき
- ④ 対象児童が養育者に養育されなくなったとき
- ⑤ 対象児童が児童福祉施設等（障害児入所施設等を含む）に入所したとき  
（ただし、母子生活支援施設や保育園、ショートステイを除く。）
- ⑥ 対象児童が障害を事由とする公的年金を受給するようになったとき
- ⑦ 対象児童の障害が支給基準に該当しなくなったとき



**ご注意!** 届け出をしないまま手当を受けていると、受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間の受け取った手当全額を後日返していただくこととなります。

## 住所が変わるとき

### …………… 住所変更届

#### (1)京都市を除く京都府内の市町村間で住所が変わるとき

住所を変えた後、新しい住所の市町村に届け出てください。

#### (2)京都市内又は他の都道府県に住所が変わるとき

元の居住していた市町村に届け出るとともに、住所を変えた後すぐに新しい住所地の市区町村にも必ず届け出てください。

これまでの手当を受ける資格がそのままであれば引き続き手当が受けられます。

※京都府内での住所変更の届は、児童扶養手当とは異なります。

## 養育する対象児童の人数が増減するとき

### …………… 額改定請求書又は額改定届

監護（養育）する対象児童が増えたり、減ったりしたときは、市町村に届け出てください。

額改定請求を行った翌月、または児童が減ることとなった事由が発生した翌月から手当額が改定されます。

（児童が20歳に到達したときは、届を出す必要はありません。）

## 障害の程度が変わったとき（重度になった場合、軽度になった場合）

### …………… 額改定請求書又は額改定届

障害の程度が変わったときは、有期認定期間内でも市町村に相談の上、届け出てください。

## 証書をなくしたとき

### …………… 証書亡失届

証書をなくしたり、破ったり、汚したときにはこの届を市町村に出してください。後日、新しい証書をお渡しします。（事務処理に1ヶ月程度必要です。）

**!!**  
ご注意!

証書は特別児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類ですから必ず受領し大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

## その他

災害により、住宅等に損害を受けたときは、所得の支給制限の特例を受けられる場合がありますので、お住まいの市町村までお問い合わせください。

**!!**  
ご注意!

被災から14日以内に届け出の必要があります。



## ●手当の支給対象となる障害について（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3）

### 1 級

- 1 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 2 級

- 1 次に掲げる視覚障害
  - イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
  - ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
  - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びびとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢すべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## ◆お問い合わせ先

まずは市町村の特別児童扶養手当担当の窓口へ

京都府健康福祉部家庭支援課ひとり親・ヤングケアラー支援係

**TEL. (075) 414-4585**

※京都市内にお住まいの方は、京都市各区役所（支所）福祉事務所へお問い合わせください。